

II. Q&A（大量消費者向け）

No.	分類	質 問	回 答	備 考
1	目的	事業の目的及び趣旨は何か？	L Pガスを多く利用している県内消費者に補助金を支給することで、L Pガス価格高騰の負担軽減を図ることが目的です。	
2	申請	給付を受けるために手続きは必要か？	事務局へ申請が必要です。	
3	対象	25m ³ /月超の利用はどうやって確認するか？	販売店が発行する検針票、請求書、領収書等により、契約しているガスメーター単位で対象期間（令和5年1月から9月）の単月の使用量が25m ³ /月超かどうか確認してください。	第2版で更新
4	対象	対象期間のひと月の考え方は？	販売店が発行する検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間の区切りに従います。（9月分の例：「8/17～9/16」、「9/17～10/16」等）	
5	対象	対象期間（令和5年1月から9月）の具体的な考え方は？	販売店が発行する検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間をご確認いただき、例えば毎月16日検針の場合、「8/17～9/16」または「9/17～10/16」のいずれかを9月検針分として決めていただきます。そこを起点に令和5年1月検針分までさかのぼり対象とします。※9月検針分は、9月使用分を1日以上含んでいるものから決めていただきます。※使用期間についてご不明な場合は、契約のガス販売店へお問い合わせください。	第2版で更新
6	対象	対象期間（令和5年1月から9月）の使用量の合計が25m ³ 超になる場合、対象になるか？	対象になりません。契約しているガスメーター単位で対象期間（令和5年1月から9月）における単月使用量が25m ³ 超の場合、対象になります。	第2版で更新
7	対象	対象期間（令和5年1月から9月検針分）の平均使用量が25m ³ /月超になれば、対象と考えたらよいのか？	平均ではなく単月で判断します。対象期間（令和5年1月から9月検針分）の中に、25m ³ 超の利用月があれば対象です。	
8	対象	県内で大量にL Pガスを利用しているが、令和5年9月の請求がたまたま0円になる場合は対象になるか？	契約しているガスメーター単位で対象期間（令和5年1月から9月検針分）の間に、25m ³ 超の利用月があれば対象です。	第2版で更新
9	転居	県内で大量にL Pガスを利用していたが、申請までに県外へ転居する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に居住もしくは事業所等を有していない方は対象になりません。	
10	対象	法人又は個人事業として、県内で大量にL Pガスを利用していたが、申請までに廃業する場合は対象になるか？	申請時点において、県内に供給施設がない場合は対象になりません。	
11	対象	コミュニティガス（旧簡易ガス）の契約は対象か？	対象になります。	
12	対象	市役所や公民館等は支給の対象か？	「国・県・市町村」および「国・県・市町村から委託または補助等でL Pガス料金が補填される施設の管理者」は対象になりません。ただし、施設の利用者がL Pガス料金を全額負担している場合は対象になります。詳しくは、別紙「給付金事業における公的施設の取り扱い」を参照ください。	第2版で更新
13	対象	メーターで使用量を管理しているが、高圧ガス保安法に該当する工業利用をしている先は本給付金の対象か？それとも高圧ガス購入者向け給付金の対象か？	本給付金や値引きの対象でなく、高圧ガス購入者向け給付金の対象です。	
14	申請	検針票や請求書等を紛失した場合は再発行できるか？	ご契約されているL Pガス販売事業者へご相談してください。	

< 第2版追加分 >

No.	分類	質 問	回 答	備 考
15	対象	(前提)事業者の場合 事務所部分はメーターにより管理されたLPガスを給湯等に利用していて、工場部分はタンクで供給を受けLPガスを利用している場合、値引きや給付金はどうか？	事務所部分は値引きの対象になり、また対象期間（令和5年1月から9月）の間にメーター単位で25m ³ /月超の利用があれば給付金の対象にもなります。工場部分は給付金の対象になります。自身がどの給付金の対象か不明な場合は、契約のガス販売店へご確認ください。	第2版で追加
16	対象	大量消費していたが5月にLPガスを途中解約した。住所は県内のままで、現在は都市ガスを利用しているが対象か？	現在契約がない場合も、契約していたガスメーター単位で対象期間（令和5年1月から9月）に単月使用量が25m ³ 超の月があり、住所が県内のままであれば対象です。	第2版で追加
17	対象	島根県「医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金」を受け取る場合、給付金の対象から除外されるか？	対象から除外されません。	第2版で追加
18	申請	大量消費のメーターが複数あり、それぞれの使用量について請求されている場合、メーターそれぞれについて申請が必要か？	メーターそれぞれについて申請が必要です。	第2版で追加
19	その他	給付金は、法人税や所得税の課税対象になりますか。	本給付金は、通常の補助金・給付金と同様に、課税されることが考えられますが、課税対象となるかどうかについては、お近くの税務署や税理士にご確認ください。	第2版 10/24で追加
20	その他	給付金は、消費税の課税対象か。	給付金は、消費税の課税対象ではなく、消費税を含みません。	第2版 10/24で追加
21	申請	給付金の申請書で「ほかのLPガス価格高騰に係る支援や補助金などの交付を受けていません」とあるが、島根県からガスの値引きを受けている。申請できるのか。	申請できます。	第2版 10/24で追加